

春闘討論集会

日時：12月9日(土)13時半～
場所：千葉土建本部会館



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@aexel.ocn.ne.jp

第383号

2023年

10月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター 3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 383 号 URL 版 2023 年 10 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 寺田 勝弘 定価 20 円

【1面】

最賃直ちに1500円以上に 10・1 最低賃金額改定

2023年度の最低賃金額

全国加重平均
1004円

											北海道	960
											青森	898
											秋田	897
											岩手	893
											山形	900
											宮城	923
		山口	島根	鳥取	兵庫	福井	石川	富山	新潟	福島		
		928	904	900	1001	931	933	948	931	900		
				広島	岡山	大阪	京都	滋賀	長野	群馬	栃木	
				970	932	1064	1008	967	948	935	954	
長崎	佐賀	福岡			奈良	愛知	岐阜	山梨	埼玉	茨城		
898	900	941			936	1027	950	938	1028	953		
		熊本	大分	愛媛	香川			和歌山	三重	静岡	神奈川	東京
		898	899	897	918			929	973	984	1112	1113
		鹿児島	宮崎	高知	徳島			千葉				
		897	897	897	896			1026				
沖縄												
896												

2023年の全国の最低賃金額改定表

取り組みました。千葉県としては、初めて時給1000円を超える結果となりましたが、隣接する東京都の最低賃金額と87円の格差や、最低限必要な1500円にはまだまだ届いていない状況もあるので、引き続き千葉労連として活動を前進させて行きます。

活動を前進させるために全労連では最低賃金法改正の4つのポイントを提起しています。

①現行法での「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改めること②最低賃金額の決定を2要素として、「科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費」と、「その地域の労働者の生計費」と「事業支払い能力」のうち「事業支払い能力」は削除をすること③全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議を踏まえて決定することに改めると、地方最低賃金審

議会は地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改めること④全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務付けることを定めること、の 4 つです。

日本の最低賃金は低すぎて生活ができず、国民生活の最低保障とは言えません。しかも地域別であることで、地域間格差が生じ、労働者の生活と経済に多大な格差が生まれています。

地域差をなくし 1500 円目指す

また、地域別最低賃金で地域差があることで、引き上げが抑制的にならざるを得ない構造があります。したがって、何としても時給 1500 円にさせるためには、まず全国一律制にさせないといけません。目標は憲法 24 条にうたう、すべての労働者・国民の健康で文化的な生活の保障ではありますが、せめて国際水準並みにすることが緊急に必要になっています。

先日、最低賃金をめぐって岸田首相は「2030 年半ばまでには時給 1500 円にする」と表明していますが、10 年以上も先の話で看過出来ません。この間の我々のたたかひの成果は確実に出ています。引き続き声を上げ、全国一律で最低賃金 1500 円を目指し活動して行きましょう。

若い人も高齢者も 安心の年金制度を



年金裁判要請行動報告集会の参加者

年金者組合は 2015 年「2013 年から 3 年間で年金を 2・5% 削減したのは違法、違憲」と提訴し、全国で 5000 人超の原告が地裁、高裁の不当判決を乗り越え、現在最高裁でたたかっています。

10 月 3 日、第 6 次最高裁要請行動が行われ、原告代表と全労連・単産、社会保障団体も参加。千葉から社保協・藤田事務局長、千葉労連・佐々木事務局長、全体で 104 人が参加しました。宣伝行動、2 班 28 人の要請、報告集会で、大法廷に回付し、統一的な憲法判断を求めると強く訴えました。

年金裁判は、次のことをめざしています。

第 1 に、原告や年金受給者の暮らしを守ります。平均受給額は国民年金で月 5 万円余、厚生年金でも女性の 8

割は月 10 万円以下です。低年金の現状に「削減は不当、暮らしを守れ」と法廷で訴え続けました。国は、「(最後には)生活保護がある」とうそぶきます。

第 2 は「マクロ経済スライド」に反対し、廃止を求めます。従来年金改定ルールは、1973 年春闘で労働組合が勝ち取った「物価スライド」で、物価変動に連動しました。ところがマクロ経済スライドは、100 年後までの経済成長や賃金変動、寿命の伸びなどを反映し物価や賃金変動を下回ります。今年 4 月改定も、物価上昇 2・5% に対し年金改定 1・9%、マクロ経済スライド制度廃止まで続きます。

第 3 は国に対し、200 兆円超の年金積立金を計画的に取り崩し、大企業や富裕層に負担能力に応じた税負担を求め、社会保障優先の政治へ転換をめざしています。日本国憲法や世界人権宣言が示す社会の進歩に逆行し、高齢者の貧困を助長する社会政策や法律は認められません。

どうか年金を上げるために皆様のご支援をお願いします。

波 涛

岸田政権の増税が止まらず、国の
 税収が 3 年連続で過去最高を更新
 した。「最低賃金引上げ」を言っ
 ているが、社会保険料は上がるば
 かりで、少しでも賃上げすると増税

しそうだ。若者の少子化問題は深刻だ。最近、マスコミや(X)旧ツイッターで目にする「増税メガネ」という言葉は、増税ばかりする岸田首相につけられたあだ名だ▼最近の発言で「消費税を下げたら買い控えが起きる」という話は意味がわからない。選挙が近いのか、減税を言い始めたが、設備投資や企業向け政策で庶民には減税すらする気がない。政権発足から 2 年間海外でのバラマキで国民は増税ばかり。次の選挙では、野党に落としてお灸を据えましょう。



【2 面】

労働者守る権利と規制を 千葉労連寺田勝弘新議長



新議長の抱負を語る

この度、長年千葉労連の議長として尽力された本原康雄さんからバトンを受け継ぎ、議長に選出された寺田です。

私は、大学卒業後 39 年間教師を続け、それとほぼ同じ年月教職員組合に所属してきました。来年 3 月までは学校現場で働き、4 月以降専従として千葉労連の議長に専念することになります。

労働運動のあり方

さて「強い国家だから国民を守ることができる」と「一人ひとりのしあわせが束になり国のしあわせがある」とのせめぎ合いの中で、「あらたな戦前」となる可能性が大きい時代です。これはある研究者の言葉です。その中で労働運動はどうあるべきかが問われています。

私自身は教職員組合運動と教育活動を両輪として、教育を通じて、子どもの幸せ、そして平和でだれもが安心して

生きることの出来る社会を目指してきました。残年ながら、日本は経済的に豊かであるにも関わらず、子どもに対して本当に冷たい政治が行われてきました。それを十分に变えることができずに忸怩たる思いです。

けれども、今後は、千葉労連という一つ大きな枠組みの中で、その課題にも向き合っていきたいです。

先に、子どもに冷たい政治と書きましたが、国民、労働者に対しても同じことが言えます。「女性活躍」「同一労働同一賃金」と一見耳障りのいい言葉は口にしますが、現実には財界本位、アメリカ言いなりの政治がまかり通り、賃金を見ても正規と非正規、女性と男性、大企業と中小企業の格差は歴然としています。

欧米では、国民や労働者を守る権利や規制がしっかりしていて、要求実現のために時には数万単位の

デモやストが行われます。そして、それを多数の国民が支持することによって、その影響力を高めています。

日本においても格差是正、労働者の権利と国民生活を守る社会を実現するために、労働組合の組織化や活性化は待ったなしの課題です。一足飛びには進まないとは思いますが、組合員個々が「自分ができて関われること」「自分が学び続けること」を追求し、励まし合い、連帯し合う組織づくりの先頭に立ち、奮闘したいと思います。

ちば労働学校 10 月から開催

ウクライナ危機の教訓

10 月 8 日、自治体福祉センター 4 階で『ちば労働学校』が、千葉労連主催で、開催され、県内から 23 人が参加しました。寺田実行委員長は始めに「今年はコロナ感染症で開催されていなかった、校外学習が数年ぶりに再開されました。グループ討論などで信頼関係をつくり、学びは楽しい。受講生にそう思ってもらえるちば労働学校をしていきます」とあいさつしました。

第 1 回目は、日本平和委員会常任理事の川田氏からは、「ウクライナ危機の教訓と日本」と題し、講座が行われました。「資源のない日本ではそもそも戦争が始まったら、逃げ場がありません。攻めてきたらどうするのではなく攻められないために対話をすすめることが重要だと話しました。日本には戦争をしないさせない憲法 9 条があります。この理念を大事にし世界の平和のため未来に向かいたい」と語ってくれました。

次に 3 グループに分かれ、約 1 時間のグループディスカッションをし、感想や意見交流を行いました。

受講生からは「戦争を集結させるには対話しかない」などの感想を出し合い、会は終了しました。



平和を守る方法を学習

労働相談一ヶ月

便利さの陰に無権利労働

Q スポット派遣でアマゾンの配達をしています。派遣会社から突然契約書にサインを求められ、サインをしないとシフトに入れないといわれました。そこで、辞めると言ったら 1 カ月前に申し出ないとやめられないといわれました。入った時の面接では 1 日 1 4 0 個、日給 1 万 2 千円といわれましたが、今は 2 0 0 個近く配達させられ、猛暑の中、1 日では配り切れない個数でへとへとです。辞める方法はありませんか。

A 辞めることについては、派遣法に定められている契約書も渡さず、スポット派遣で仕事を適当に指示していることなどが確認できることから、辞めると伝えるだけで退職できると伝えました。

アマゾンの配達業務と聞き労働実態を質問しました。急に契約書を提示した背景には、新聞で契約書を渡さず働かされている指摘があったことがわかりました。また、派遣会社は、“シフト”といい、相談者は“スポット派遣”という用語の使い分けから、相談者をスポット派遣で働かせることは認められていないことを承知で働かせている作を感じました。また、1 4 0 個の話が、2 0 0 個も配達させられていることについては、労働の量や質は、法に制限規程がなく、労働契約書に

明記する方法がとられているため、労働契約書を渡さずに働かせるという明確な意図が感じられました。電話をするとすぐに商品が届くという便利さの陰で、無権利状態で働いている労働者が多くいることを再確認いたしました。

自分の身を守るためには、労働者自身が労働法を身に着けるか、労働組合に加入して権利を主張するかが問われていることを痛感させられる相談でした。【中林】